

令和6年度 申出書提出一覧

| 特定(産業別)<br>最低賃金名   | 申出代表者                                    | 申出日       | センサス等の<br>基幹的労働者数 | 申出による労働<br>協約等の適用<br>労働者数 | 比率<br>(%) |
|--|--|-----------|-------------------|---------------------------|-----------|
| 三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金 | 自動車総連三重地方協議会<br>議長 片山 智成                 | 令和6年7月2日  | 33,053            | 16,380                    | 49.6      |
| 三重県一般機械器具製造業最低賃金   | JAM東海 三重県連絡会<br>会長 坂 進                   | 令和6年7月3日  | 16,088            | 5,556                     | 34.5      |
| 三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業最低賃金   | JAM東海 三重県連絡会<br>会長 坂 進                   | 令和6年7月4日  | 1,752             | 755                       | 43.1      |
| 三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金   | 全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会三重地方協議会<br>議長 森 美樹 | 令和6年6月28日 | 26,120            | 16,251                    | 62.2      |
| 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金  | 全日本電線関連産業労働組合連合会三重地方協議会<br>議長 伊藤 善雄      | 令和6年6月20日 | 1,604             | 1,093                     | 68.1      |

\*比率は「申出による労働協約等の適用労働者数」/「センサス等の基幹的労働者数」

三重県建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

| 労働組合名                | 事業所名                   | 所在地               | 賃金の最低額に関する定め |         |         | 協定年月日     | 労働協約の適用労働者数(人) | 備考 |
|----------------------|------------------------|-------------------|--------------|---------|---------|-----------|----------------|----|
|                      |                        |                   | 月額(円)        | 日額(円)   | 時間額(円)  |           |                |    |
| 本田技研労働組合鈴鹿支部         | 本田技研工業(株)鈴鹿製作所         | 鈴鹿市平田町1907        | 203,310      | 10,015  | (1,250) | 令和6年5月17日 | 5,352          |    |
| エイチワン労働組合亀山支部        | (株)エイチワン<br>亀山製作所      | 亀山市下庄町1701        | 185,410      | (9,120) | 1,140   | 令和6年4月1日  | 324            |    |
| 柳河精機労働組合三重支部         | 柳河精機(株)亀山工場・鈴鹿工場       | 亀山市和田町1012番地      | 184,000      | (9,064) | 1,131   | 令和6年3月15日 | 242            |    |
| ホンダオートボディー労働組合(株)    | ホンダオートボディー(株)          | 四日市市上海老町東大沢1633-2 | 191,400      | (9,429) | (1,177) | 令和6年4月1日  | 484            |    |
| 八千代工業労働組合鈴鹿支部        | 八千代工業(株)鈴鹿工場           | 鈴鹿市国府町石丸7764番地    | 187,700      | (9,233) | (1,154) | 令和6年4月5日  | 239            |    |
| ティ・エステック労働組合鈴鹿支部     | ティ・エステック(株)鈴鹿工場        | 鈴鹿市木田町60          | 194,856      | (9,585) | (1,198) | 令和6年4月1日  | 218            |    |
| エフテック労働組合亀山支部        | (株)エフテック 亀山事業所         | 亀山市白木町鷺山395-43    | 185,560      | (9,127) | (1,141) | 令和6年4月18日 | 238            |    |
| ホンダロジスティクス労働組合三重ブロック | (株)ホンダロジスティクス<br>三重事業所 | 鈴鹿市庄羽山3-8-1       | 180,000      | (8,854) | (1,107) | 令和6年4月23日 | 332            |    |
| デンソー労働組合             | (株)デンソー 大安製作所          | いなべ市市大安町門前1530    | -            | -       | 1,149   | 令和6年5月20日 | 4,287          |    |
| トヨタ車体労働組合いなべ地区       | トヨタ車体(株)いなべ工場          | いなべ市員弁町市之原10      | 170,450      | -       | -       | 令和6年4月1日  | 2,808          |    |
| 三五労働組合いなべ支部          | (株)三五                  | いなべ市藤原町上相場2438-1  | 180,000      | (8,854) | (1,107) | 令和6年3月25日 | 330            |    |
| 愛知機械工業労働組合松阪支部       | 愛知機械工業(株)松阪工場・津事業所     | 松阪市大口町503         | 190,000      | (9,346) | (1,168) | 令和6年4月23日 | 475            |    |
| 日本特殊陶業労働組合伊勢支部       | 日本特殊陶業(株)<br>伊勢工場      | 伊勢市円座町字細越871-6    | 192,000      | (9,407) | (1,214) | 令和6年4月25日 | 216            |    |
| ユタカ技研労働組合三重分会        | (株)ユタカ技研 三重製作所         | 津市あかつ台2丁目2-1      | 185,263      | (9,126) | (1,139) | 令和6年5月31日 | 92             |    |
| ジャパンマリンユニテッド津労働組合    | ジャパンマリンユニテッド(株)津事業所    | 津市雲出鋼管町1番地        | 186,000      | (9,300) | (1,163) | 令和6年4月1日  | 743            |    |
| 計                    | 15事業所                  |                   |              |         |         |           | 16,380         |    |

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の( )内は、月額又は日額にて表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

# 三重県一般機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

| 労働組名                         | 事業所名                      | 所在地               | 賃金の最低額に関する定め |         |         | 協定年月日     | 労働者数<br>(人) | 備考 |
|------------------------------|---------------------------|-------------------|--------------|---------|---------|-----------|-------------|----|
|                              |                           |                   | 月額(円)        | 日額(円)   | 時間額(円)  |           |             |    |
| ジェイテクト労働組合亀山支部               | ㈱ジェイテクト 亀山工場              | 亀山市太岡寺町805-18     | 190,000      | (9,346) | (1,206) | 令和6年4月9日  | 339         |    |
| 富士電機労働組合三重支部                 | 富士電機株式会社 三重工場             | 四日市市富士町1-2-7      | 184,500      | -       | (1,195) | 令和6年4月1日  | 768         |    |
| JAMジェイテクトプレシジョンベアリング労働組合名張支部 | 株式会社ジェイテクトプレシジョンベアリング名張工場 | 名張市蔵持町芝出1109-3    | 186,000      | (9,163) | (1,193) | 令和6年5月28日 | 249         |    |
| NTN三重製作所労働組合                 | 株式会社NTN三重製作所              | 桑名市多度町御衣野3601番地25 | 195,600      | (9,541) | (1,193) | 令和6年3月31日 | 836         |    |
| JAM TVE労働組合伊賀支部              | 株式会社TVE 伊賀工場              | 伊賀市市川西1700-1      | 180,000      | (9,000) | (1,173) | 令和6年6月17日 | 68          |    |
| 日本ニードロローラー労働組合               | 株式会社ジェイテクトファイナテック 伊賀工場    | 伊賀市佐那具町字沢1535番地の1 | -            | -       | 1,164   | 令和6年4月1日  | 153         |    |
| プロテリアル労働組合桑名支部               | 株式会社プロテリアル桑名工場            | 桑名市大福二番地          | 180,700      | (9,073) | (1,158) | 令和6年4月24日 | 230         |    |
| カヤバ労働組合三重支部                  | カヤバ株式会社 三重工場              | 津市雲出長常町1129-11    | -            | -       | -       | 令和6年4月1日  | 146         |    |
| 安永労働組合                       | 株式会社安永 名張工場               | 伊賀市緑ヶ丘中町3860番地    | 187,000      | (9,212) | (1,150) | 令和6年6月27日 | 156         |    |
| CKD労働組合 四日市支部                | CKD株式会社 四日市工場             | 四日市市小牧町高山2800     | -            | -       | -       | 令和6年6月11日 | 448         |    |
| NTN労働組合 桑名支部                 | NTN株式会社 桑名製作所             | 桑名市大字東方字土島2454番地  | -            | -       | 1,100   | 令和6年3月31日 | 1,145       |    |
| NTN労働組合 桑名支部                 | NTN株式会社 三雲製作所             | 松阪市小野江町750番地の1    | -            | -       | 1,100   | 令和6年3月31日 | 137         |    |
| NTN労働組合 桑名支部                 | NTN株式会社 精密樹脂製作所           | 員弁郡東員町大字穴太970     | -            | -       | 1,100   | 令和6年3月31日 | 125         |    |
| NTN労働組合 桑名支部                 | NTN株式会社 産業機械技術開発センター      | 桑名市大字東方字尾弓田3066番地 | -            | -       | 1,100   | 令和6年3月31日 | 288         |    |
| NTN労働組合 桑名支部                 | NTN株式会社 先端技術研究所           | 桑名市陽だまりの丘5丁目105番  | -            | -       | 1,100   | 令和6年3月31日 | 75          |    |
| JAMタカキタ労働組合                  | 株式会社タカキタ 本社・本工場           | 名張市夏見2828         | 172,000      | (8,564) | (1,093) | 令和6年3月19日 | 165         |    |
| 三重機械工業労働組合                   | 三重機械工業株式会社                | 四日市市楠町小倉1701番地    | -            | -       | 1,093   | 令和6年6月24日 | 162         |    |
| 小林機械製作所労働組合                  | 株式会社小林製作所                 | 四日市市八王子町2435      | -            | -       | 1,091   | 令和6年6月19日 | 66          |    |
| 計                            | 18事業所                     |                   |              |         |         |           | 5,556       |    |

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の( )内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の一部(■の部分)は申出者の希望により非開示とした。

(労働協約ケース)

| 労働組合名        | 事業所名      | 所在地            | 賃金の最低額に関する事項 |       |         | 協定年月日     | 労働協約の適用労働者数 |  | 備考 |
|--------------|-----------|----------------|--------------|-------|---------|-----------|-------------|--|----|
|              |           |                | 月額(円)        | 日額(円) | 時間額(円)  |           | 用件労働者数      |  |    |
| JAM美和ロック労働組合 | 美和ロック株式会社 | 度会郡玉城町山神1028-1 | -            | -     | 974     | 令和6年6月14日 | 630         |  |    |
| 内田鍛工労働組合     | 内田鍛工株式会社  | 四日市市黄金町58番地    | -            | -     | (1,090) | 令和6年7月4日  | 125         |  |    |
| 計            | 2事業所      |                |              |       |         |           | 755         |  |    |

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の( )内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表  
(労働協約ケース)

| 労働組合同名 | 事業所名  | 所在地 | 賃金の最低額に関する定め |         |         | 協定年月日     | 労働協約の適用労働者数<br>(人) | 備考 |
|--------|-------|-----|--------------|---------|---------|-----------|--------------------|----|
|        |       |     | 月額(円)        | 日額(円)   | 時間額(円)  |           |                    |    |
|        |       |     | 185,000      | (9,291) | (1,198) | 令和6年4月21日 |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | (9,262) | 1,195   | 令和6年5月31日 |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | (9,225) | 1,196   | 令和6年5月20日 |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | -       | (1,196) | 令和6年3月31日 |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | -       | (1,195) | 令和6年4月1日  |                    |    |
|        |       |     | 187,000      | (9,444) | (1,217) | 令和6年3月27日 |                    |    |
|        |       |     | 174,000      | -       | (1,065) | 令和6年3月26日 |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | (9,299) | (1,201) | 令和6年3月13日 |                    |    |
|        |       |     | 171,000      | -       | (1,073) | 令和6年4月1日  |                    |    |
|        |       |     | 169,500      | (8,268) | (1,034) | 令和6年3月29日 |                    |    |
|        |       |     | 187,000      | (9,444) | (1,217) | 令和6年3月27日 |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | -       | (1,189) | 令和6年5月7日  |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | (9,299) | (1,201) | 令和6年3月31日 |                    |    |
|        |       |     | 184,500      | (9,304) | (1,200) | 令和6年3月28日 |                    |    |
|        |       |     | 167,000      | (8,280) | 1,049   | 令和6年3月29日 |                    |    |
|        |       |     | 187,100      | -       | (1,207) | 令和6年5月31日 |                    |    |
|        |       |     | 177,500      | (8,875) | 1,121   | 令和6年5月31日 |                    |    |
|        |       |     | 187,000      | (9,541) | (1,189) | 令和6年3月29日 |                    |    |
| 計      | 18事業所 |     |              |         |         |           | 16,251             |    |

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の( )内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

# 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金の改正決定に関する申出書の内容一覧表

(労働協約ケース)

| 労働組合名          | 事業所名           | 所在地              | 賃金の最低額に関する定め |       |        | 協定年月日     | 労働協約の適用労働者数(人) | 備考 |
|----------------|----------------|------------------|--------------|-------|--------|-----------|----------------|----|
|                |                |                  | 月額(円)        | 日額(円) | 時間額(円) |           |                |    |
| 古河電気工業労働組合三重支部 | 古河電気工業(株)三重事業所 | 亀山市能褒野町20番地の16   |              |       |        | 令和6年4月1日  | 662            |    |
| フジクラ労働組合鈴鹿地区   | (株)フジクラ鈴鹿事業所   | 鈴鹿市岸岡町1800       |              |       |        | 令和6年4月1日  | 139            |    |
| SWCC労働組合三重地区   | SWCC(株)三重事業所   | いなべ市北勢町麻生田1326-1 |              |       |        | 令和6年5月31日 | 292            |    |
| 計              | 3事業所           |                  |              |       |        |           | 1,093          |    |

(注)「賃金の最低額に関する定め」欄の( )内は、月額のみで表示されているものを当該事業所の月間所定労働時間等により算出したものである。

三重労働局長

石田 聡 殿

令和 6年 7月 2日

自 [Redacted] 地方協議会  
[Redacted] 山 智成 [Redacted]

### 申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

#### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲  
三重県において、三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 33,053人
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
三重県自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業最低賃金
3. 申出の内容  
上記2の最低賃金の改正の決定を求める。なお、最低賃金額は、最低賃金法第16条第1項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1以上に達していることから  
①生活の維持・防衛 ②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

|  |        |              |              |
|--|--------|--------------|--------------|
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数  | 16,380 | ÷            | 概ね3分         |
| 三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業を営む使用者に使用される労働者 | 33,053 | =            | 0.496 の1以上   |
| (最も低い) 労働協約の金額   | =      | 円/月額<br>円/日額 | ・ 1,047円/時間額 |
| 現在適用されている法定最低賃金額   | =      | 1022円/時間額    |              |

5. 添付書類  
①労働協約の写 ②申出合意書及び委任状 ③三重県における自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業の事業所数と労働者数の概数及びこのうち当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者の概数 ④所定労働時間数及び所定労働日数

以上  
三重労働局長  
6.7.-2  
0 0702  
4

2024年7月3日

三重労働局  
局長 石田 聡 様

JAM 東海 三重県連絡会  
会長 坂 進  
(愛知県名古屋市熱田区三本松町 9-2)  
(公印省略)

## 申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、三重県一般機械器具製造業の最低賃金改定の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 本申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、「三重県一般機械器具製造業」を営む使用者に使用される労働者数  
16,088名

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県一般機械器具製造業

3. 申出の内容

上記 2 項の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね 3 分の 1 に達していることから、  
①生活の維持・防衛、②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

| 詳細内容                                 | 人数     | 割合     |
|--------------------------------------|--------|--------|
| 三重県において、三重県一般機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者数 | 16,088 | 100.0% |
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数                | 5,556  | 34.5%  |

※ 概ね 3 分の 1 以上 (33.4%) < 34.5%





労働協約が概ね3分の1を満たした上での申出額 1,091円/時間  
現在適用されている法定最低賃金額 973円/時間 (三重地方最低賃金)

5. 添付書類

- ① 三重県における三重県一般機械器具製造業を営む使用者に使用される基幹労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける期間労働者の概数
- ② 最低賃金に関する労働協約および付属資料
- ③ 合意書および同意書
- ④ 2024年度「特定(産業別)最低賃金」の制定に関する意向表明について(任意提出)

2024年7月4日

三重労働局

局長 石田 聡 様

JAM 東海 三重県連絡会

会長 坂 進

(愛知県名古屋市熱田区三本松町 9-2)

(公印省略)

## 申 出 書

最低賃金法第 15 条の 1 の規定により、三重県 洋食器・刃物・手道具・金属類製造業の最低賃金改定の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 本申出をする者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において、「三重県 洋食器・刃物・手道具・金属類製造業」を営む使用者に使用される労働者数 1,752名

2. 改定の決定を申し出る最低賃金の件名

三重県 洋食器・刃物・手道具・金属類製造業

3. 申出の内容

上記 2 項の最低賃金の改定の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第 15 条第 2 項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね 3 分の 1 に達していることから、①生活の維持・防衛、②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。

| 詳細内容  | 人数    | 割合     |
|---|-------|--------|
| 三重県において、 <u>三重県洋食器・刃物・手道具・金属類製造業</u> を営む使用者に使用される労働者数 | 1,752 | 100.0% |
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数                                 | 755   | 43.1%  |

※ 概ね 3 分の 1 以上 (33.4%) < 43.1%



労働協約が概ね3分の1を満たした上での申出額 974円/時間  
現在適用されている法定最低賃金額 973円/時間 (三重地方最低賃金)

5. 添付書類

- ① 三重県における三重県 洋食器・刃物・手道具・金属類製造業を営む使用者に使用される基幹労働者数の概数およびこのうち当該労働協約の適用を受ける期間労働者の概数
- ② 最低賃金に関する労働協約および付属資料
- ③ 合意書および同意書
- ④ 2024年度「特定(産業別)最低賃金」の制定に関する意向表明について(任意提出)

## 申 出 書

最低賃金法第15条第1項の規定により、三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申出する者が代表する基幹的労働者の範囲

三重県において電気機械器具製造業（電球・電気照明器具製造業、電子応用装置製造業、電機計測器製造業及び他に分類されない電気機械器具製造業を除く。）、情報通信機械器具製造業（電子計算機・同附属装置製造業を除く。）又は電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者 26,120名

2. 改正決定を申し出る最低賃金の件名

三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業最低賃金

3. 申出の内容

上記2の最低賃金の改定を求める。尚、最低賃金額は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

4. 申出の理由（労働協約ケース）

(1) 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者が概ね3分1以上に達していることから法定最低賃金の改定を求めるものである。

|   |         |         |
|---|---------|---------|
| 賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数                               | 16,251人 |         |
| <hr/>   |         |         |
| 三重県における電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業を営む使用者に使用される労働者数 | 26,120人 | (62.2%) |

(2) 適用労働者の生活の維持・防衛、更には賃金格差是正のために法定最低賃金の改正を求める

5. 労働協約上の賃金の最も低い額=167,000円/月（時間額 1,034円）

※上記金額は時間額のための協定締結であり、月額から労働時間を換算した金額である  
現在適用されている法定最低賃金額=987円/時間額

6. 添付書類

- ① 労働協約（覚書）の写し
- ② 合意書及び委任状、申出に係る労使の意思疎通
- ③ 三重県電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業の事業所数と労働者数の概数及び合意の効力の及ぶ労働者数
- ④ 月間の所定労働時間数及び所定労働日数の一覧



三重労働局長  
石田 聡 殿

2024年 6月18日  
三重県四日市市西末広町1-14  
全日本電線関係者組合連合会  
三重県協議会  
議長 善

## 申 出 書

最低賃金法第15条の1の規定により、三重県電線・ケーブル製造業の最低賃金改正の決定を下記の通り申し出る。

### 記

1. 申し出をする者が代表する基幹的労働者の範囲  
三重県において、電線・ケーブル製造業を営む使用者に使用される労働者  
1,093名
2. 改正の決定を申し出る最低賃金の件名  
「三重県電線・ケーブル製造業最低賃金」
3. 申し出の内容  
上記2の最低賃金改正の決定を求める。なお、最低賃金は最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。
4. 申し出の理由  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数が概ね3分の1に達していることから①生活の維持・防衛②賃金格差の是正のため、法定最低賃金の改正決定を求めるものである。  
賃金の最低額に関する労働協約の適用労働者数 1,093名  
三重県における電線・ケーブル業を営む使用者に使用される労働者数  
1,604名 =  $0.68 >$  概ね3分の1以上  
最も低い労働協約の金額 = 190,000円/月額  
9,346円/日額  
1,206円/時間額  
現在適用されている法定最低賃金 = 999円/時間額
5. 添付書類  
①労働協約の写し、②申し出合意書類及び委任状、③三重県における電線・ケーブル製造業の事業所数と労働者の概数及び、このうちの当該労働協約の適用を受ける基幹的労働者数の概数、④所定内労働時間数及び所定労働日数。

